

令和 8 年
第 6 回定例会議事録

令和 8 年 6 月 2 5 日

泉大津市教育委員会

令和8年6月25日（木）午前10時より令和8年第6回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教 育 長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	奥 健一郎（オンライン）
教育委員	池島 明子（オンライン）

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	小島 由紀
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	井上 さやか

案件

日程第 1 議案第33号 令和9年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

日程第 2 議案第34号 泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部改正について

日程第 3 報告第12号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顚末

○竹内教育長 令和8年第6回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和8年第5回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第33号 令和9年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨といたしましては、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部、並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりますと、小学校及び中学校で使用する教科書につきまして、それぞれ採択後4年間は新たに採択する必要がなければ、同一の教科書を採択するものとされていることを踏まえ、令和9年度の教科用図書の採択について諮るものでございます。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択につきましては、本年度使用の実績がございませんので、今回はございません。

以上のことから、小学校及び中学校におきまして、令和5年度に小学校の採択が行われ、令和6年度に中学校の採択が行われましたので、令和9年度は本年度使用の教科用図書を採択していただきたいと考えております。根拠法令につきましては記載の通りとなっております。

なお、採択期限につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに採択を行わなければならないとありますので、令和8年8月31日までとなっております。資料といたしまして、別紙1 令和8年度使用小学校用教科書一覧及び平成8年度使用中学校用教科書一覧を添付しております。

※議案第33号可決

△日程第 2 議案第34号 泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部改正について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨としまして、泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱における所要の整備を行うため、要綱の一部を改正するものでございます。内容につきましては別紙2をご覧ください。泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱案より、今回の改正につきましては現在一時預かり事業は旭小学校で行っているものを全校で行えるようにするため改正を行うものでございます。

第2条（対象児童）泉大津市立旭小学校となっているものを小学校にする。

第3条（実施施設）旭仲よし学級とあるものを各仲よし学級とする

第7条（利用の申込み）旭仲よし学級を通じの部分各仲よし学級を通じとする。

第8条（利用の決定）旭仲よし学級において提示するものを各仲よし学級において提示するものとする。

第9条（利用料等）旭仲よし学級とあるものを各仲よし学級に改正する。

附則 この要項は令和8年7月1日から施行する。

◆教育委員（奥健一郎）要綱の表記の仕方について、「旭仲よし学級」を「各仲よし学級」にしていますが、各がなくても意味が通じると思います。各をつけるのであれば、「旭小学校」が「各小学校」になっておらず「小学校」となっているのは、要綱という法的拘束力を持ったものの表現の仕方として整合性が取れていないのではないかと思います。

◎生涯学習課長（中山裕司）学校園条例に小学校という規定がありますので、この形にしております。総務課にも問題ない旨確認しております。

※議案第 3 4 号可決

△日程第 3 報告第 1 2 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（小島由紀）本件の趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき後援を承認いたしましたので、ご報告するものでございます。

対象期間は令和 8 年 5 月 1 日から 5 月 3 1 日まででございます。

内容につきましては別紙 3 をご覧ください。申請件数は 8 件で、全てを承認しております。いずれも、過去に後援名義の承認がある団体及び事業でございます。

以上簡単ではございますが説明を終わります。

※報告第 1 2 号終結

午前 1 1 時 1 1 分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員